

# 令和 4 年度上下水道事業懇話会 (第2回)

## 説明資料

# 地方公営企業の経営

## 【公営企業の経営原則と特殊性】

### 1. 公営企業の経営原則：独立採算制

- 事業運営に必要な経費は、一般会計又は特別会計において負担するものを除き、「経営に伴う収入」をもって充てなければならない
- 「経営に伴う収入」は、公営企業が供給するサービスの受益者が支払う対価により賄われるべきものである

【地方公営企業法第17条の2第2項の解釈】

### 2. 公営企業の経営の特殊性：経済性の発揮と公共の福祉増進の両立

- 能率的な事業運営（経済性の発揮）により得られた利益は、料金引き下げや水道施設の増強などによるサービス改善を通じて、利用者全体に還元

【地方公営企業法第3条の解釈】

- 地方公営企業において、採算の取れない公共性の高い事業や、住民の福祉を優先させるような事業を行う場合、一般会計等が責任を持って企業経営における経費負担を補填※しなければならない

※一般会計繰入金等による補填

(地方公営企業法の解釈は「図解 地方公営企業法 - 細谷芳郎 著 -」を参照)

# 下水道事業における財源

## 【下水道事業と財政】

下水道の基本的な役割は、雨水から都市を守る「浸水防除」と、生活排水等の汚水を速やかに排除・処理する「公衆衛生確保と生活環境改善」である。

### ○浸水の防除 = 雨水事業

- ・浸水の防除は、**市民全体に効果が及ぶことから、一般会計繰入金（税金）にて運営**する事業。
- ・主な事業は浸水対策事業であり、激甚化する降雨を踏まえて、更なる対策が求められている。

下水道事業

### 雨水公費・汚水私費の原則

### ○公衆衛生確保と生活環境改善 = 汚水事業

- ・**汚れた水を流した人が経費を負担するという考え方から、下水道使用料にて運営**する事業である。
- ・本市においては、汚水整備は平成26年度に概成し、これからは老朽化対策である改築更新や施設統廃合などを中心に行う事業である。

# 令和3年度決算の状況（事業区分毎）

汚水事業 (百万円)				雨水等事業 (百万円)			
営業費用	14,042	営業収益	14,546	営業費用	8,497	営業収益	7,251
(管きよ費)	327	(下水道使用料)	14,473	(管きよ費)	958	(一般会計繰入金)	7,157
(ポンプ場費)	344	主たる収入源は 下水道使用料		(ポンプ場費)	227	主たる収入源は 一般会計繰入金	
(処理場費)	2,303			(処理場費)	536		
(業務費)	538			(業務費)	0		
(総係費)	377			(総係費)	157		
(減価償却費等)	9,241			(減価償却費等)	6,333		
営業外費用	1,953	営業外収益	3,212	営業外費用	1,671	営業外収益	2,913
(支払利息)	1,952	(長期前受金)	3,075	(支払利息)	1,548	(長期前受金)	2,893
特別損失	8	特別利益	26	特別損失	1	特別利益	5
<b>純利益</b>	1,782			総費用 : 10,169		総収益 : 10,169	

※( )の項は内数を示す

純利益は全て  
汚水事業側で発生

雨水事業は損益均衡！

独立採算制を維持

○汚水事業は、しっかりと純利益を計上できている

○一般会計繰入金により実施する雨水等事業については、損益が均衡する仕組み

## 【下水道事業における制度上の課題】

- 減価償却期間（最大50年）と企業債償還期間（30年）の差により資金不足が生じる

## 【地方公営企業における資金調達手段】

資金収支は均衡しない

### ①地方財政法・地方債同意等基準による起債制限

#### ○企業債を財源とする主な事業等

- ・建設改良費の財源（資産の取得、機能向上に資する費用）
  - ・準建設改良費の財源（企業債の償還金）※資本費平準化債が該当
  - ・企業債借換えの財源
- ・・・など

事業経営上発生する、資金不足に対する起債は制度上認められていない。

### ②企業債以外の長期的な資金調達手段〔地方公営企業法に基づく資金調達〕

#### ○長期借入金

- ・同一地方公共団体の他の会計からの資金融通を受ける。

①企業債制度の最大限の活用、②地方公営企業法に基づく長期の借り入れを行うことで、  
安定的に資金を調達する